

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成6年9月30日作成)

法令名	農住組合法								
根拠条項	第9条第1項								
許認可等の種類	交換分合計画の認可								
法令の定め	<ul style="list-style-type: none"> ・農住組合法第7条第2項、第3項 ・農住組合法第9条第1項 								
審査基準	本道においては、「土地区画整理法」による事業が行われており、今までも実績がないこと、かつ、今後も事業実施の見込みがないため設定しない。								
標準処理期間	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 150px;">総期間</td> <td style="text-align: right;">日・月</td> </tr> <tr> <td>経由機関</td> <td style="text-align: right;">日・月</td> </tr> <tr> <td>協議機関</td> <td style="text-align: right;">日・月</td> </tr> <tr> <td>処分機関</td> <td style="text-align: right;">日・月</td> </tr> </table>	総期間	日・月	経由機関	日・月	協議機関	日・月	処分機関	日・月
総期間	日・月								
経由機関	日・月								
協議機関	日・月								
処分機関	日・月								
処分担当課	各総合振興局（振興局）産業振興部農務課・調整課・農村振興課								
申請先	各総合振興局（振興局）産業振興部農務課・調整課・農村振興課								
問い合わせ先	農政部農村振興局農業施設管理課用地財産G（電話番号：011-231-4111（内線27-317））								
備考	<p>農務課　－　石狩、日高、渡島、留萌、宗谷、オホーツク、十勝</p> <p>調整課　－　空知、上川</p> <p>農村振興課　－　後志、胆振、檜山、釧路、根室</p> <p>（公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/ssk/）</p>								

(別表 1 付表)

標準処理期間未設定の理由

法令名	農住組合法（昭和 55 年 11 月 21 日法律第 86 号）
根拠条項	農住組合法第 9 条第 1 項
許認可等の概要	交換分合計画の認可に関する農住組合からの申請に関する認可
審査基準の設定状況	<input type="checkbox"/> (1) 設定 <input type="checkbox"/> (2) 未設定（未設定イ） <input checked="" type="checkbox"/> (3) 未設定（未設定ロ・ハ）
標準処理期間未設定の理由	審査基準を設定できていないことから、審査事務に要する時間が想定できず、標準的な期間の設定が困難なため。
担当部課	農政部農村振興局農業施設管理課用地財産 G
担当者名	新川 康弘 (内線 : 27-317)